

# 妊産婦の新型コロナウイルス感染症への産科クリニック等での対応 資料3-2

日本産婦人科医会 会長 木下勝之  
副会長 平原史樹  
常務理事 中井章人  
幹事 倉澤健太郎

- 自施設で管理困難な場合、妊婦で新型コロナウイルス感染症(疑い)症例が生じたら自施設へは来院はさせず、各地区の保健所、帰国者・接触者相談センター等に、本人もしくは医療機関から問い合わせ指示を受けるようにして下さい(フロー図参照)。
- その後、陽性症例等が生じた際には最終診断した施設から保健所へ通報され、以降はすべて保健所の指示で患者の移送、入院を行うこととなっておりますので、産科診療情報等を遅滞なく受け入れ医療機関へ伝達するなど密な連携をお願いします。
- また、新型コロナウイルス感染症患者の大幅増に備えて各都道府県当局でそれぞれに医療機関の調整(指定)を現在行っており、搬送、入院、退院等は各保健所の指示で行われることになることもご理解下さい。
- なお、出産を行う場合は、施設機能に応じた対応になりますが、感染の拡大状況によっては、原則、帝王切開とすることもやむを得ません。出産後は母子を分離し、新生児は一定期間(14日間程度)、クベース、個室等で経過観察することが推奨されています。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

## 妊婦における新型コロナウイルス感染症(疑い)症状への対応(詳細)

- 妊婦で新型コロナウイルス感染症(疑い)症状がでた場合は保健所、帰国者・接触者相談センター等へ相談する。

1. 産科クリニック等対応困難な施設へは来院はさせない。
2. 行政の指示に従い、妊婦の症状などに合った指定の医療機関を紹介する。

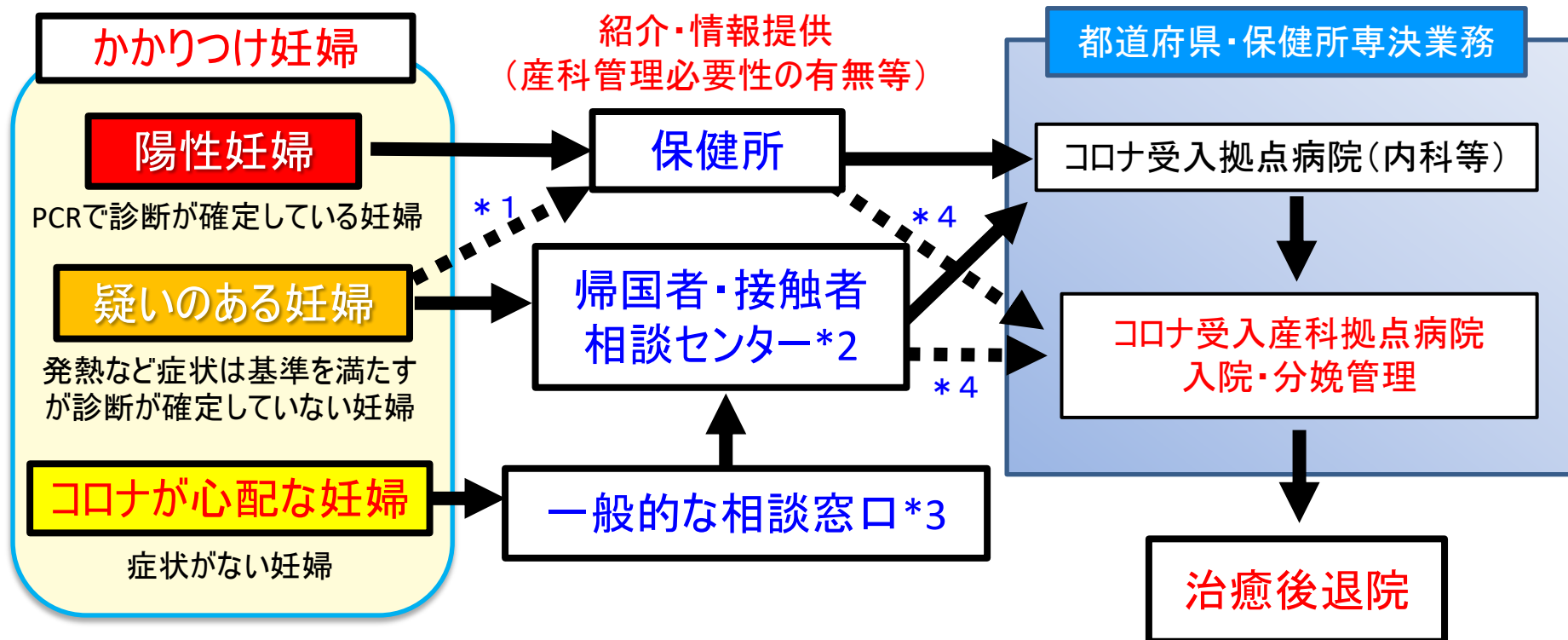
新型コロナウイルス感染症受入れ産科拠点病院の内科あるいは受入れ産科拠点病院(都道府県で調整中)など

- 症状の不明確なものでPCR検査を希望している場合は、各地区の一般的な相談窓口(新型コロナコールセンター等)に本人もしくは医療機関から問い合わせる指示を受ける。なんとなく心配だから検査を希望するような場合は、むしろ感染リスクになるのでセンター等には行かないよう指導する。
- 上記診療を依頼された指定医療機関は状態に応じ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の検査を行う(保健所の承認が必要でその病院が保健所へ申請する)。
- 検査で陽性症例等が生じた際には、検査した施設から保健所へ通報される。
- それ以降は、すべて保健所の指示で患者の移送、入院、濃厚接触者調査等を行う。
- 産科主治医は陽性妊婦の入院先が判明したら、産科診療情報等を遅滞なくその入院施設(受入れ医療機関)へ伝達するなど密な連携をとる。
- 現時点では産科の受入れ拠点病院を都道府県ごとに選定しているが(都道府県で調整中)、オーバーシュートしても妊産婦、小児の入院病床は確保されるよう計られており、入院、退院等は各保健所の指示で行われることになる。

# 産科クリニック等対応困難施設におけるフロー

産科クリニック等  
主治医

この部分は感染症法の規定で診断，隔離，移送，入院  
すべてを都道府県衛生所管・保健所が担当します。  
産科クリニック等の主治医は特にすることはありません。



\* 1 自治体によっては保健所が帰国者・接触者相談業務を担う

\* 2 各都道府県の帰国者・接触者相談センター(都では新型コロナ受診相談窓口)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

\* 3 新型コロナコールセンターなど都道府県で名称が異なる

\* 4 各都道府県で周産期搬送ルールを検討中